

視聴覚教材及びイベント用器材貸出要領

1. 目的

地域住民の健康づくりに関する意識を高めるため、健康度測定器材等を希望する保険者に貸出を行う。

2. 対象保険者

本要領の主旨を目的として事業を実施する保険者（広域連合構成市町村を含む）

3. 受付及び借用申込

以下の手順により、電話で貸出状況を確認のうえ、借用申込書を提出する。

- (1) 電話受付は使用日 3 か月前の月の初日（土日祝日の場合は翌平日）より開始する。
- (2) 電話受付時の確認内容は、下記①から⑥のとおり。

【確認内容】

- ①貸出希望器材番号及び器材名
 - ②使用日
 - ③貸出期間（輸送期間含む）
 - ④担当者名
 - ⑤電話番号
 - ⑥器材使用予定人数
- (3) 借用申込は、別記様式に必要事項を記載のうえ、国保連合会へ提出する。
なお、提出にあたっては、必ず市町村長印等を押印のうえ、郵送すること。

4. 教材及び器材の貸出

- (1) 借用申込書に記載の借用期間の初日に本会から発送する。
※ 貸出スケジュールの都合により、先に貸出している保険者から直接発送となる場合がある。
- (2) 教材等到着後、輸送による破損がないか、正常に起動するか確認すること。
- (3) 教材等の取扱説明書等を一読し、使用上の注意事項を守って使用すること。
- (4) 教材等にトラブルが生じた場合や使用方法等に不明点がある場合は、国保連合会へ問い合わせすること。
- (5) 札幌市内の貸出については、国保連合会（国保会館）での受け渡しとなる。
※ 開館時間 8：45～17：15（土日祝日を除く）
- (6) 貸出教材等を転貸することは厳禁とする。

5. 教材及び器材の返却

- (1) 使用後は貸出時同様に収納し、借用申込書に記載の借用期間の最終日に本会に必着となるよう発送等を行うこと。

なお、やむを得ない理由により返却が遅れる場合は、あらかじめ国保連合会に連絡すること。

※ 貸出スケジュールの都合により、次の貸出先保険者への直接発送を依頼する
場合がある。

(2) 精密器材について、運送会社を利用し返却する場合は、輸送中の損傷等への対応として必ず運送保険をかけて返却すること。

6. その他

(1) 貸出料金は発生しないが、返送時の発送料等及び精密器材に係る運送保険料については、借用保険者において負担すること。

※ 教材等の輸送ケースの3辺合計の長さ・重量及び精密器材運送保険料算出にかかる損害補償金額については、本会ホームページ内「被保険者教育用イベント用器材一覧」を参照すること。

(2) 貸出期間は、実際に使用する日程に応じ、最長14日間（輸送日含む）とする。

(3) 貸出教材等に損傷等が生じた場合、速やかに本会へ連絡すること。

なお、借用保険者の過失により損傷等が生じた場合、実費弁償していただく場合がある。